

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： サウジアラビア国節水・漏水対策、水質改善に係る
情報収集・確認調査(QCBS)

調達管理番号： 20a00780

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

注) 本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件です。
プロポーザルの提出方法は従来通り「電子データ（PDF）」にて提出期限までに提出してください。
見積額については、別途指定した締切日時までに、電子入札システムにより送信してください。なお、見積額は別見積指示の経費を除いた本見積額のうち消費税抜きの金額となります。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年12月2日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年12月2日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：サウジアラビア国節水・漏水対策、水質改善に係る情報収集・確認調査(QCBS)
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書においては、消費税を加算して積算してください¹。

- (4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2022年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課、野村純子 Nomura Junko2@jica.go.jp】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

中東・欧州部 中東第二課

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference)を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て
の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託
契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年 12月 23日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者
アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、
公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則と
してお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年 1月 8日 12時

(2) 提出方法：

本案件は、電子入札システムを利用して選定する案件（以下「電子入札システム案件」という。）ですので、以下のとおりの対応とします。

①プロポーザル（従来と変更なし）

・プロポーザルの提出方法は、従来と同じ方法による電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

②見積書

ア 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除いた本見積額（消費税は除きます。）を、上記（1）の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

イ 別見積もりのある場合、別見積もり書（PDF）は上記（2）①と同様に所定の方法でご提出ください。

ウ 上記アによる競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）一式の提供を求めます。

(3) 電子入札システム導入にかかる留意事項：

・作業の詳細については、電子入札システムポータルサイト

(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>) をご確認ください。

- ・電子入札システム案件においては、原則上記の電子入札システムの利用による本見積額の提供を求めます。ただし、電子入札システムの利用による本見積額の提供ができない場合には、その詳細の理由とともにプロポーザル提出期限までに、JICA-Ebid@jica.go.jp まで連絡をお願いします。理由を確認の上、やむを得ない事情によるものと JICA が判断した場合は、電子入札システムを利用せず、従来の方法等による提出を認める場合があります。
(移行期の暫定的な対応)

(4) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、 <u>本項目の評価のみをもって</u> 、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムへの見積額入力はしないようお願い致します。

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額または、電子データ(PDF)にて提出された見積書は、以下の日時に開封します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2021年1月28日(木) 14時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 電子入札システム専用PC

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

※電子データ(PDF)で見積書を提出した競争参加者については、上時間に開封後、機構にて電子入札システムへ見積額を代理入力します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年2月12日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景・経緯

サウジアラビア国（以下「サ国」という。）は年間降水量が59mmと非常に限られ、再生可能な表流水や地下水からの水供給は全体の18%に留まり、水源として供給量の72%を再生不可能な化石水に依存しているが、同状況が継続した場合、2030年までに一部の地域で化石水が枯渇、2080年には完全に枯渇するとみられている。一方で、サ国では近年の経済成長、工業化及び人口増加を背景に、水消費量が年平均7%増加しており、2016年に発表された「国家変革計画2020(National Transformation Program 2020)」(以下「NTP2020」という。)において、海水淡水化による大規模な水資源開発により2020年までに年間生産量を26億m³まで引き上げることが目標として掲げられた。2019年時点で、23億m³/年の水が海水淡水化により生産され、全供給量の9%(都市給水の60%)を賄っている。しかし、海水淡水化推進のみでは、増え続ける水需要に対応することができず、2016年にサ国が発表した「サウジ・ビジョン2030」に基づき、2018年に「国家水戦略2030(National Water Strategy 2030)」(以下「NWS2030」という。)を策定し、水資源開発のみならず、持続可能性に向けた効率的水利用による水資源の消費量削減を目標に掲げており、特に上水道及び農業分野での効率的水利用の促進による水消費量削減に注力することが明記されている。

サ国では、国全体の水供給量のうち約80%が農業分野で使用されており、その大部分は再生不可能な化石水により賄われている。同分野での水消費量削減が喫緊の課題となっており、再生水の造水量増加及び利用推進、灌漑の効率化に取り組むとともに、水消費量の多い小麦(全穀物生産の73%)の段階的な生産中止を進めている。NTP2020では、「再生水の農業用水としての利用割合を現在の水準の13%から35%まで引き上げる」という目標が掲げられており、NWS2030においても、農業での再生水利用の推進が重点分野とされている。また、NWS2030では農業灌漑効率が85%の国がある一方で、サ国では同率が50%に留まっていることを挙げ、灌漑における水利用効率を改善し農業分野において26%の水需要削減を目指している。これに基づき環境・水資源・農業省は、国内外の機関と共同で節水灌漑技術を含む節水農業技術に関して研究開発を進めている。また、サ国では灌漑システムにより、水源から農場に至るまでの間に、約35%が漏水によって失われており、農業分野において水需要削減及び農業灌漑効率改善のためには、漏水対策も重要となっている。

サ国は、全体の水供給量のうち約15%を占める上水道分野での水消費量削減についても、水道料金の改定、漏水、節水対策等により改善を目指している。特に、上水道の水消費量の80%以上を占めるリヤド、メッカ、東部州、メディナ4主要都市における対策、中でも2030年までに都市部人口の約25%を占めるリヤドでの漏水、節水対策が喫緊の課題となっている。リヤド市の漏水率は30%であり(全国平均は40%とも言われている)、NWS2030において、2030年までに漏水率を15%まで削減するという目標が掲げられている(日本の全国平均漏水率約5%)。また、節水に

関しても、NWS2030において、節水意識の向上や、節水関連ツールの導入により一人当たりの水消費量を2030年までに約30%削減するという目標が掲げられている。

このようにサ国では、水資源のひっ迫に対し効率的利用の推進を図っており、具体的には、再生水の造水量増加及び利用促進、漏水改善、節水対策を講じていくこととしている。

また同国では、水資源のひっ迫に加え、地下水及び化石水の過剰揚水による地下滞水層における塩分濃度の上昇、廃棄物処分場からの浸出液や未処理の工場排水等による地下水汚染問題が発生している。そのため、海水淡水化による浄水に地下水を半々の割合で加え給水しているが、農業分野及び都市給水分野で供給される水の質は、サウジアラビア標準化公団（Saudi Standards, Metrology and Quality Organization, SASO）が定める水質基準に到達しておらず（基準を100とすると85%の達成率）、水道の水質への市民の不満も高い。NWS2030では、総合的水質改善計画、汚染の防止を推進し、同基準の達成を目指している。

こうした中、2017年に日・サ両国政府間で合意された「日・サビジョン2030」では、質の高いインフラが両国の連携重点分野とされており、水分野において、海水淡水化、RO再生水に関する経済産業省とサ国MEWAとの覚書が締結され、同覚書に基づく本邦大手企業（丸紅、千代田化工建設、日立製作所、東レ等）による技術の導入が進められており、海水淡水化による水資源開発、再生水の造水量及び利用率増加への日本の貢献が期待されている。

一方、上水道分野及び農業分野における漏水・節水対策による水資源の利用効率改善や水質改善による安全な水の供給に寄与する技術、ノウハウの導入は十分に行われていない。しかしながら、こうした漏水・節水対策、水質改善に関しては、本邦大手企業のみならず中小企業も多くの技術やノウハウ、特許を有しており、民間企業全体で見たサ国同分野での課題解決への貢献ポテンシャルは高いと考えられる。特に中小企業に関しては、「日・サビジョン2030」の枠組みでJETROによるビジネスマッチング支援が物流、エンターテイメント、フランチャイズ等の分野で行われているものの、水分野については行われておらず、その状況、課題、ニーズ、商習慣など現地情報の不足などにより、日本の中小企業の進出は進んでいない。以上の背景から、サ国の上水道分野及び農業分野における漏水及び節水対策、水質改善に関する現状、課題、ニーズと本邦民間企業が有する技術製品リソース情報を収集し、サ国での普及を念頭に置いて現地の効率的な水供給及び節水、水質改善に関する課題への民間技術活用可能性を分析し、今後の取り組みの方向性を検討するため、調査を実施する。

2. 調査の目的

本調査では、サ国上水道分野および農業分野における節水、漏水、水質状況及び対策を捉えた上で、課題及びニーズを把握、整理する。また、現地における海外企業ビジネス環境も確認の上、本邦民間企業へ報告会を実施し、サ国同分野に関する課題、ニーズを発信し、自社の技術・製品がサ国の水利用効率化及び水質の向上に資すると判断し、関心を持った民間企業に対しては、サ国への派遣プログラムを企画・運営する。これらの情報、調査結果を踏まえ、当該課題への本邦民間技術活用可能性を分析し、サ国での同技術・製品の普及を目指し民間連携の可能性も含めた今後の取り組みの方向性を検討する。

3. 調査対象地域

- (1) リヤド及び近郊（首都圏：人口密集地）
- (2) カシーム州（主要農業地帯）

4. 相手国実施機関

- (1) 環境・水・農業省（Ministry of Environment, Water and Agriculture, MEWA）
- (2) 国営水道公社（National Water Company, NWC）
- (3) 海水淡水化公社（Saline Water Conversion Corporation, SWCC）
- (4) サウジアラビア水公社（Saudi Water Partnership Company, SWPC）
- (5) サウジアラビア標準化公団（Saudi Arabia Standards Organization, SASO）
- (6) サウジアラビア総合投資院（Saudi Arabia General Investment Authority, SAGIA）
- (7) リヤド市行政、カシーム州政府等
- (8) リヤド商工会議所、カシーム商工会議所等

5. 調査業務の範囲

本調査において、受注者は「2. 調査の目的」を達成するために、「6. 調査実施上の留意事項及び実施方針」に十分に配慮しながら、「7. 調査の内容」に示された業務を実施し、「9. 成果品」に基づき、調査進捗状況に応じた報告書を作成し JICA に提出するものとする。

6. 調査実施上の留意事項及び実施方針

- (1) 本調査は、上水道及び農業分野における水の効率的利用及び水質改善への本邦民間企業の有する技術・製品の活用可能性を分析した上で、同技術・製品のサ国での普及を目指し、民間連携事業等今後の取り組みを検討することを目的としている。まずは、サウジ水セクターの概況を整理した上で、節水・漏水、水質改善の現況、課題、ニーズの抽出に焦点を置き詳細な情報収集調査を行う。海外企業ビジネス環境に関しても、一般的に海外企業がサ国に進出する際の環境に加え、上水道分野および農業利水分野での海外企業にとってのビジネス環境に関して十分に情報収集を行う。また、想定される進出企業として、大企業のみならず中小企業も含め、企業規模によるビジネス環境の差異があれば明確にする。
- (2) 本邦省庁、日本貿易振興機構（JETRO）、中東協力センター（JCCME）、他国際機関等のサ国節水・漏水、水質改善及びビジネス環境に関する既往調査を十分に収集し整理しまとめる。その際、課題とともにその原因も把握する。
- (3) 本邦民間企業が有する水効率的利用及び水質改善に寄与する製品・技術に関する情報収集にあたっては、JETRO や JCCME などの本邦民間企業のサウジアラビア進出を支援している機関へもコンタクトを取り、参考情報の収集に努める。また、大企業のみならず中小企業の製品技術も調査対象とし、これまで JICA が民間連携事業にて協力を行った本邦中小企業の情報も参考し、可能な限り数を集める。製品・技術の活用可能性判断のスクリーニング方法・基準は、第二次現地調査後整理し、JICA と協議する。

- (4) 現地備上ローカルコンサルタントの有無を検討し、有の場合、備上するローカルコンサルタントへの再委託業務内容につきプロポーザルで提案すること。
- (5) 今後の本邦民間企業のビジネス展開を考慮に入れ、本邦民間企業の製品・技術活用の可能性に関しては、サ国側のキャパシティ（技術水準、機器調達、運営管理、修繕のための予算等）もふまえて検討する。
- (6) 今後の取り組みの検討にあたっては、調査結果に基づき、以下に関し十分情報収集、分析、考慮をした上で提言を取りまとめること。
 - ①緊急性、裨益効果、事業性、②我が国が当該課題解決に取り組む妥当性、③本邦民間企業の製品・技術等の活用可能性、④サ国への進出の意向
 また、具体的な取り組み例を提示する際には、上記に加え、以下も含めること。①実施確度②実施時期③想定される予算規模④関係省庁の協力体制⑤留意事項
 本調査を通して作成された最終成果品は、JICAの今後の取り組み方針への提言のみならず、我が国の民間企業のサウジアラビア進出のための参考資料となり、継続的に利用されるようになることを念頭に、報告を取りまとめる。
- (7) 調査地については、上水道分野に関しては人口が集中し水消費量の多いリヤド及びリヤド近郊都市、農業利水分野に関しては、主要農業地のカシム州を想定しているが、既往調査整理や情報収集を通じて調査地としてより適切な候補地が出てきた場合、JICA本部担当課と相談の上変更も可能。
- (8) 「7. 調査の内容」に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・行程等を、国内準備期間、現地調査及び国内作業ごとに具体的にプロポーザルで提案する。本調査は、2021年3月上旬～2022年2月下旬の契約期間内に2回の現地調査を想定しているが、より効率的、効果的な調査行程があればプロポーザルにて提案する。
- (9) 調査計画の策定にあたっては、現地の祝祭日、行事等により現地調査進捗に影響が出ないように、調査スケジュールを組む。また、現地調査実施にあたっては、査証取得に要する日数や、海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）、コロナウイルスとの関係でサ国入国及び日本帰国時に生じる可能性のある自主隔離期間に十分留意する。
- (10) 本調査の対象機関では、英語を理解する人材が限られている組織もあり、円滑なコミュニケーションを確保するためには、アラビア語資料の読解が可能なアラビア語通訳を確保し、言語の違いに対応できる体制を整備する。

7. 調査の内容

上記「6. 調査上の留意点及び実施方針」を踏まえ、以下の調査を実施する。

- (1) サ国上水道及び農業分野における節水・漏水対策、水質改善に関する基礎情報収集（国内作業）
- (2) サ国海外企業ビジネス環境にかかる基礎情報収集（国内作業）
- (3) 節水・漏水、水質改善にかかる本邦民間企業の製品・技術に関する情報収集（国内作業）
- (4) サ国上水道及び農業分野における節水・漏水対策、水質改善に関する現状把握（現地作業）

- (5) サ国の上水道及び農業分野ビジネス環境にかかる現状把握（現地作業）
- (6) サ国の上水道及び農業分野の節水・漏水対策、水質改善に関する現状、課題、ニーズのリスト化（国内作業）
- (7) 本邦民間企業への調査結果の共有及び課題、ニーズの紹介、提言（国内作業）
- (8) 自社の技術・製品が当該国課題解決に資すると判断し、関心をもった本邦民間企業の、サ国派遣プログラムの企画・運営（国内・現地作業）
- (9) 当該課題への本邦民間技術活用可能性を分析し、民間連携の可能性も含めた今後の取り組みの方向性を検討（国内作業）

具体的には以下のとおり。

- (1) サ国上水道及び農業分野における節水・漏水対策、水質に関する基礎情報収集（国内作業）
 - ・ サ国全土及び調査対象都市における基礎情報（自然環境、社会・経済概要等）の確認
 - ・ 国内機関及び国外機関によるサ国水セクター及び節水・漏水、水質にかかる既往調査の収集・整理、および状況、課題、課題の原因の取りまとめ
 - ・ サ国政府の水関連政策・法制度・基準・ガイドラインにおける節水・漏水、水質にかかる具体的な基準、目標、対策、提言の把握、整理（上水道、農業給水に関する水質基準や、工場等からの排水規制等）
- (2) サ国海外企業ビジネス環境に関する基礎情報収集（国内作業）
 - ・ サ国における一般的な海外企業ビジネス環境及び上水道及び農業利水分野におけるビジネス環境に関する状況、法制度、規制等の情報収集
 - ・ 上記分野における他国企業の進出状況、動向に関する情報収集
- (3) 節水・漏水、水質改善にかかる本邦民間企業の製品・技術に関する情報収集
 - ・ 6. (3) に留意し、製品・技術に関しインターネット、企業面談等による情報収集
 - ・ 製品・技術を有する企業のサ国進出意思の確認
- (4) サ国上水道及び農業分野における節水・漏水対策、水質改善に関する現状及び課題把握（現地作業）
 - ・ 上水道関連施設（浄水場・配水場・配水管・給水装置等）及び農業水利施設（用水路、送配水管、灌水施設等）における、節水・漏水、水質の現状
 - ・ 同施設における節水・漏水、水質に係る資機材・設備機器類の現状およびそれらの利用技術と維持管理の現状
 - ・ 上記2分野における、節水・漏水対策、水質改善対策の推進状況、国家目標に対する達成現状
 - ・ 農業分野における灌漑方法、土壌特性、水管理技術、栽培方法の現状の整理
 - ・ 農業形態（小・中・大規模、自給目的、商用目的）の把握
 - ・ 工場排水やごみ処分場からの滲出水の状況と対策状況（下水道へ排出する際の除害施設設置の有無やその処理技術と管理状況、工場排水・滲出水の排水処理技術と管理状況についての関係者からのヒアリング）
- (5) サ国の上水道及び農業分野ビジネス環境に関する現状把握（現地作業）
 - ・ 現地関係機関（政府機関、商工会議所、水及び農業セクター企業へのヒアリング）による現状及び課題把握
 - ・ 上水道分野の PPP の状況及び PPP にかかる関係機関の今後の方針

- ・水道用資機材等の工業製品に適用される規格等や適合性の認定・認証の仕組み
 - ・水道料金制度と今後の見通し
 - ・上水道及び農業分野における他国製品・技術の利用状況
 - ・海水淡水化施設のランニングコストの把握
- (6) サ国の上水道及び農業分野の節水・漏水対策、水質改善に関する現状、課題、ニーズのリスト化（国内作業）
- ・（１）～（５）の情報を踏まえ、サ国における課題、ニーズのリスト化
- (7) 本邦民間企業への調査結果の共有及び課題、ニーズの紹介、提言（国内作業）
- ・課題、ニーズへの技術・製品の活用促進に向け、（６）にて整理した課題、ニーズに関する中間報告会の開催（関心の高い本邦民間企業を対象）
 - ・調査全行程後、今回の調査結果に関する最終報告会の開催（関心の高い本邦民間企業を対象）
- (8) 自社の技術・製品が当該国課題解決に資すると判断し、関心をもった本邦民間企業の、サ国派遣プログラムの企画・運営（国内・現地作業）
- ・（６）及び（７）の調査を踏まえ、自社の技術・製品がサ国の水効率的利用及び水質改善に寄与すると考える企業の現地派遣プログラムの企画、運営（具体的な準備としては、取りまとめ及び調整（企業へのプログラム広報、現地行程作成、参加企業と現地関係機関（中央省庁、他政府機関や現地民間企業等）とのアポイント調整等）、サ国側関係機関への面談への同行を想定。プログラムに参加する企業の現地渡航にかかる経費（航空賃、滞在費等）は各社負担を想定。）
- (9) 当該課題への本邦民間技術活用可能性の分析および民間連携の可能性も含めた今後の取り組みの方向性の検討（国内作業）
- ・（１）～（８）に基づき、サ国における節水・漏水対策、水質改善に関し、活用が期待される本邦民間企業の製品・技術の選定基準の設定
 - ・設定した基準に合致する可能性のある製品・技術及び企業の抽出
 - ・今後の取り組みの方向性の検討（「6. 調査実施上の留意事項及び実施方針（6）」に留意）

8. 業務の実施プロセス

(1) 国内準備作業

- ア インターネット等により入手可能な既存資料等により、サウジアラビア国における水セクター、節水・漏水、水質及び海外企業ビジネス環境の概況・現状及び政策等についての情報収集を行う。
- イ 調査全体の方針・実施体制、作業計画（調査方法、工程等）を検討する。
- ウ 節水・漏水、水質改善にかかる製品・技術を有する本邦民間企業の情報収集を行う。
- エ 上記ア、イ及びウを踏まえ、インセプション・レポートを作成する。
- オ 現地調査前に追加収集する必要があるデータをあらかじめ整理し、現地関係機関への質問票及び先方への説明資料を作成する。
- カ インセプション・レポート及び現地調査の方針につき、JICA と協議を行う。

(2) 第一次現地調査

- ア インセプション・レポートをサウジアラビア関係機関へ説明し、内容について協議・意見交換を行う。
 - イ 調査対象項目について、現地調査やヒアリング等により情報収集と現状・課題の分析を行う。
- (3) 第一次国内作業
- ア 第一次現地調査結果を基に、現状・課題の整理・分析を行い、第二次現地調査の方向性をまとめ、JICA と協議する。
 - イ 8. (1) ウにて情報収集した本邦民間企業と面談を行い、技術・製品の活用可能性、また本邦企業が関心を有する具体的な個別案件、及びサ国進出意向について情報収集を行う。
 - ウ 上記ア及びイを踏まえインテリム・レポートを作成し、JICA と協議を行う。
 - エ インテリム・レポートの内容をもとに、関心をもった本邦民間企業を対象にJICA 本部にて中間報告会を行う。
 - オ 自社の技術・製品がサウジアラビアの水効率化及び水質における課題解決に資すると判断し、関心を持った本邦民間企業に対して、同国進出を側面支援する目的で、サウジアラビア国への企業派遣プログラムを企画する。
- (4) 第二次現地調査
- ア 作成した行程に基づき、本邦民間企業の現地派遣プログラムを実施する。サウジアラビア関係機関と本邦民間企業との面談に同席する。
 - イ インテリム・レポートをサウジアラビア関係機関に対して説明し、協議・意見交換を行う。
- (5) 第二次国内調査
- ア 第二次現地調査の結果について、JICA に報告を行う。
 - イ 調査全体の概要を整理しドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA と協議、確認を行う。また、現地実施機関とオンラインで、ドラフト・ファイナル・レポートに関し説明を行い、内容につき協議する。
- (6) 調査報告会
- ア 関心のある本邦民間企業に対し、今回の調査結果を報告する。サウジアラビアの水利用効率化及び水質改善における課題、ニーズ及び海外企業進出環境に関して発表を行い、本邦民間企業の理解を深め同国への進出を促進する（JICA の民間連携スキームの活用を含む）。
- (7) 最終整理作業
- ア (6) の結果も踏まえ、本調査全体の作業内容、今後の取り組み方針を取りまとめたファイナル・レポートを作成する。同レポートについては、JICA へコメント依頼を行い、コメントを踏まえ、必要に応じて加筆修正を行ったうえで完成させる。

9. 成果品（調査報告書等）

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

各報告書の先方政府への説明に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は JICA へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途受注者が準備するものとする。

(1) 調査報告書

ア 業務計画書

提出時期：契約締結後 10 日以内

部数：和文 10 部

イ インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：第 1 回現地調査開始前

部数：英文 5 部、和文 10 部、アラビア語訳文 5 部

ウ インテリム・レポート (IT/R)

提出時期：第一回現地調査終了後 1 か月以内

部数：英文 5 部、和文 10 部、アラビア語訳文 5 部

エ ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：第 2 回現地調査終了後 1 か月以内

部数：和文 10 部

オ ファイナル・レポート (F/R) ※最終成果品とする

提出時期：契約終了時

部数：英文 10 部、和文 10 部、アラビア語訳文 5 部、電子データ 3 セット

(2) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは整理してリストを付した上でファイナル・レポートに添付して提出すること。

(3) 成果品の仕様

報告書の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2020 年 1 月)」を参照するものとする。なお、すべての成果品について、簡易製本とする。

(4) 報告書作成にあたっての留意点

ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

イ インテリム・レポート及びファイナル・レポートは、本論の要点を簡潔かつ明瞭に記載した要約を含むこと。

ウ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書と資料編の項目の照合が容易に行われるよう工夫を施すこと。

エ 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。

オ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

カ 英文報告書についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。

キ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

(別紙)

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び JICA との協議に基づき最終確定するものとする。

第 1 章 情報収集・確認調査の概要

第 2 章 サウジアラビア国の基礎情報

第 3 章 サウジアラビア国における節水・漏水、水質に関する現状・課題

第 4 章 サウジアラビア国における上水道及び農業利水分野における海外企業ビジネス環境

第 5 章 サウジアラビア国における節水・漏水対策、水質改善に関する課題及びニーズ

第 6 章 サウジアラビア国における節水・漏水対策、水質改善に対する本邦民間企業技術・製品の活用可能性

第 7 章 結論と提言

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：途上国における節水・漏水、水質改善（上水道及び農業分野）に関する各種調査、海外ビジネス環境に関する各種調査及び本邦民間企業海外進出支援業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(4月くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が6月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／海外ビジネス環境、本邦企業海外進出支援

➤ 水質（上水道・農業用水、海水淡水化）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／海外ビジネス環境、本邦企業海外進出支援）】

- a) 類似業務経験の分野：海外ビジネス環境、本邦企業海外進出支援に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：中東地域及びその他全途上国
 - c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 水質（上水道、農業用水、海水淡水化）】
- a) 類似業務経験の分野：水質（上水道、農業用水、海水淡水化）に関する各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：中東地域及びその他全途上国
 - c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

調査は2021年3月上旬より開始し、2022年2月下旬頃を目処に最終成果品（F/R）を提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18人月（M/M）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／海外ビジネス環境、本邦企業海外進出支援（2号）
- ② 水質（上水道、農業用水、海水淡水化）（3号）
- ③ 上水道（節水・漏水）
- ④ 農業利水（節水・漏水）

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 現地での上水道及び農業分野における節水・漏水対策、水質改善の現状にかかる情報収集調査補佐業務
- 現地の上水道及び農業分野における節水・漏水、水質に関するビジネス環境の情報収集調査補佐業務
- 現地への企業派遣プログラムの企画・運営補佐業務

(4) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

① 現地関係機関（政府機関、研究機関、関連セクター企業）に対してのコンタクトや情報共有等は JICA サウジアラビア・フィールド・オフィスを通じて側面支援を行う。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称しません。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

1) 現地再委託費（再委託費）：2,000千円

2) 一般業務費（資料等作成費）

➢ 翻訳費（アラビア語⇒英文） 300千円

(4) 最終見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。ただし、電子入札システムに入力する金額は税抜きとしてください。（システムにて自動的に消費税10%を加算します。）

(5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄ドバイ⇄リヤド（エミレーツ国際航空）

東京⇄アブダビ⇄リヤド（エティハド航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 公開資料

➢ National Water Strategy

<https://www.mewa.gov.sa/en/Ministry/Agencies/TheWaterAgency/Topics/Pages/Strategy.aspx>

➢ National Transformation Program

<https://www.mewa.gov.sa/en/Ministry/Agencies/TheWaterAgency/Topics/Pages/Strategy.aspx>

➢ General Authority for Statistics, Environmental Indicators

<https://www.stats.gov.sa/en/node/10131>

➢ Saudi Arabia Doing Business

<https://www.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/country/s/saudi-arabia/SAU.pdf>

➢ 日・サウジ・ビジョン 2030 2.0 改訂版 概要（和文）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191024005/20191024005-1.pdf>

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	7
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	3
2. 業務の実施方針等	(40)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	17
(3) 要員計画等の妥当性	8
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)
(1) 業務主任者の経験・能力の評価：業務主任者／海外ビジネス環境、本邦企業海外進出支援	(34)
ア) 類似業務の経験	13
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	7
ウ) 語学力	5
エ) 業務主任者等としての経験	7
オ) その他学位、資格等	2
(2) 業務従事者の経験・能力：水質（上水道、農業用水、海水淡水化）	(16)
ア) 類似業務の経験	7
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2
ウ) 語学力	3
エ) その他学位、資格等	4

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

1 業務名称	サウジアラビア国節水・漏水対策、水質改善に係る情報収集・確認調査(QCBS)
2 業務地	サウジアラビア国
3 履行期間	2000年00月00日から 2000年00月00日まで
4 契約金額	円 (内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員：中東・欧州部中東第二課の課長
- (2) 分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第6項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2020年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション4：12ヶ月を超える履行期間となる場合】

(前金払の上限額)

第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回(契約締結後)：契約金額の〇〇%を限度とする。
- (2) 第2回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の●●%を限度とする。
- (3) 第3回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の◎◎%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。